

福島県教育委員会平成28年8月定例会会議抄録

<p>1 開 催 日 時</p> <p>2 開 催 場 所</p> <p>3 出 席 委 員</p> <p>4 議 事 内 容 及 び 経 過</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名</p> <p>(3) 会 期 の 決 定</p> <p>(4) 記 録 係 の 指 名</p> <p>(5) 政 策 監 提 出 理 由 説 明</p>	<p>平成28年8月19日(金) 午後1時30分より</p> <p>教育委員室(県庁西庁舎9階)</p> <p>1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員、5番 浅川委員</p> <p>午後1時30分、教育長から8月定例会の開会が告げられた。</p> <p>教育長から、小野委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。</p> <p>教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>教育長から、高野主査が記録係に指名された。</p> <p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号については、特別支援学校における小学部及び中学部の採択教科用図書の採択案について諮るもの。</p> <p>議案第2号については、福島県文化財保護条例の規定に基づき、福島県指定重要文化財の指定について、福島県文化財保護審議会に諮るもの。</p> <p>議案第3号から同第6号については、地方公務員法の規定により、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>議案第7号については、福島県公立学校教頭に係る平成28年8月20日付け人事異動を</p>
--	--

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>決定するもの。</p> <p>議案第 8 号については、福島県教育庁事務職員に係る平成 2 8 年 9 月 1 日付け人事異動を決定するもの。</p> <p>報告第 1 号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで教育長から、本日の審議事項のうち、議案第 1 号を除く議案等について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく非公開と決定された。</p>
<p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>特別支援学校における小学部及び中学部の採択教科用図書採択案（議案第 1 号）について、特別支援教育課長より当該事案の内容につき説明があった後、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教 育 長：今回採択された教科書の実物はないのか。 （特別支援教育課長が実物（点字版及び拡大版）を持参して提出、教育委員の間で回覧）</p> <p>教 育 長：今、実例を見ていただいたが、何か質問はないか。</p> <p>拡大版の方は見ると内容がすぐ分かるものの、点字版の方は見ても内容が分からないと思うが。</p> <p>浅 川 委 員：今、実物を見せていただいたが、実際には授業でどのように使っているのか。</p> <p>例えば、永岡書店の「ママとうたおう やさしいメロディーピアノ」であれば、それをどのように使っているのか。</p> <p>どのような本でも、使い方によって非常に効果が良くなると思われるが。</p>

教 育 長：何か課長の方で、実際の使い方とか、答えられることがあるか。

特別支援教育課長：授業で知的障害の絵本を使う場合には、一緒に読んで読み聞かせをしたりしているが、実際に触ると音が出るものもあるので、ただ読むだけではなく、一緒に使っている子どもたちの発想を広げるような使い方をしている。

学習としては、生活単元学習という領域に入ってくるが、その基本的な教材として使用している。

工作や調理関係の本については、これらをもとに工作物やお菓子を作ったりしている。

また、拡大・点字版については、本来の授業において読んだり書いたりするのに使っている。

なお、点字版については、基本的にひらがなしかないため、分量が多くなることから、予習や復習のために自宅へ持ち帰る際に大変なこともある。

浅川委員：養護学校等で使うものなので内容が普通とは異なるのかと思ったが、内容的には普通学級で使うものと同じだということが分かった。

拡大版については、普通学級でも使えばよいのではないのか。

特別支援教育課長：昔は文部科学省の方でも、拡大版と点字版については盲学校でしか使えないこととしていたが、現在は、子どもたちの実態に応じて使える枠が広がっており、義務教育だとこれらが無償で提供することができるようになっている。

高橋委員：本校と分校で採用する教科書が異なるのはなぜか。

また、絵本本の方で「くぼた校を除く」学校について希望を取ったと先ほど説明

<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 2 号 議 案 第 3 号</p>	<p>があったが、それはなぜか。</p> <p>特別支援教育課長：小学部と中学部で使用するいわゆる検定教科書については、各地区の市町村教育委員会、すなわち聾学校だと郡山市にあり、その福島分校だと福島市に、会津分校だと会津若松市に、平分校だといわき市にそれぞれあり、各市の教育委員会が採択している教科書の中から各学校で使用する教科書を選ぶこととなるため、実際に各学校で使用する教科書は、各地区ごとにも異なることとなるが、各地区や学校の間で交流を図るため、できるだけ同じ教科書を使うようにしている。</p> <p>また、くぼた校については高等部となり、絵本本は高校生については無償供与の対象にはならないため、アンケートの対象からは除かれることとなる。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>教育長が、平成28年7月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく承認された。</p> <p>福島県文化財保護条例の規定に基づく福島県指定重要文化財の指定（議案第2号）について、文化財課長より説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分（議案第3号）について、義務教育課長より当該事案の内容につき説明があった後、職員課長より体罰案件に係る処分案につき説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
--	---

議案第 4 号	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分（議案第 4 号）について、高校教育課長より当該事案の内容につき説明があった後に、職員課長より交通加害事故案件に係る処分案につき説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第 5 号	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分（議案第 5 号）について、高校教育課長より当該事案の内容につき説明があった後、職員課長より道路交通法違反（速度超過）案件に係る処分案につき説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第 6 号	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分（議案第 6 号）について、高校教育課長より当該事案の内容につき説明があった後、職員課長よりわいせつ行為等案件に係る処分案につき説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで教育長から、暫時休議とする旨の発言があり、休議に入る。</p> <p>午後 3 時 11 分、教育長より審議を再開する旨が告げられる。</p>
議案第 7 号	<p>福島県公立学校教頭の人事（議案第 7 号）について、高校教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第 8 号	<p>福島県教育庁事務職員の人事（議案第 8 号）について、教育総務課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
(10) 報告事項 報告第 1 号	<p>教職員に対する訓告処分等の内容（報告第 1 号）について職員課長より説明があり、全員に異議なく了承された。</p>

<p>(11) 次 回 の 日 程</p> <p>(12) 閉 会</p>	<p>次回定例会について教育総務課長から、平成28年9月9日（金）午後1時30分より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>午後3時20分、教育長から閉会が告げられた。</p>
<p>上記の記録が正確であることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成28年9月9日</p>	